

令和4年度

第3回御船町議会定例会(6月会議)

議 案

令和4年6月9日(木)

令和4年度第3回御船町議会定例会（6月会議）議事日程

令和4年6月9日（木）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第 3 一般質問

第 4 報告第2号 専決処分の報告について

第 5 報告第3号 専決処分の報告について

第 6 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について

第 7 報告第5号 事故繰越し繰越計算書について

第 8 議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第2号 御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第3号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

第 1 1	議案第 4 号	工事請負契約の締結について
第 1 2	議案第 5 号	工事請負契約の締結について
第 1 3	議案第 6 号	財産の取得について
第 1 4	議案第 7 号	財産の取得について
第 1 5	議案第 8 号 【別冊】	令和 4 年度御船町一般会計補正予算（第 1 号）について
第 1 6	議案第 9 号 【別冊】	令和 4 年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
第 1 7	議案第 1 0 号 【別冊】	令和 4 年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第 1 号）について
第 1 8	議案第 1 1 号 【別冊】	令和 4 年度御船町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
第 1 9	陳情第 1 0 号	上梅木地区からのスクールバス利用及び通学路の安全確保に関する陳情について（陳情）（継続審査）

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による町長の専決事項の指定（令和 3 年 6 月 15 日議決）第 8 号に基づく条例の改正について、別紙のとおり専決処分を行ったので地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき報告する。

令和 4 年 6 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

御専第 2 号 御船町税条例等の一部を改正する条例の制定について

御専第2号

令和4年3月31日

条 例 第 1 5 号

御船町税条例等の一部を改正する条例

(御船町税条例の一部改正)

第1条 御船町税条例(昭和30年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の7第1項第1号オ中「(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第34条の9の見出し中「株式等譲渡所得金額」を「株式等譲渡所得割額」に改め、同条第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に、「以下本条において」を「以下この条において」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に、「町長の定める様式とする」を「町長の定める様式による」に改める。

第36条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

第36条の3に次の1項を加える。

- 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶

者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に、「第12条」を「第11項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第53条の7中「施行規則第5号の8様式」の次に「又は施行規則第2条第3項ただし書きの規定により総務大臣が定めた様式」を加える。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に、「規定することにより」を「規定するところにより」に改める。

附則第10条の2第1項及び第2項中「町の条例」を「市町村の条例」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項に規定する町の条例」を「附則第15条第15項に規定する市町村の条例」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項に規定する町の条例」を「附則第15条第22項に規定する市町村の条例」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号に規定する町の条例」を「附則第15条第

23項第2号に規定する市町村の条例」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号に規定する町の条例」を「附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に、「町の条例」を「市町村の条例」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に、「町の条例」を「市町村の条例」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に、「町の条例」を「市町村の条例」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に、「町の条例」を「市町村の条例」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に、「町の条例」を「市町村の条例」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項に規定する町の条例」を「附則第15条第29項に規定する市町村の条例」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第26項を第27項とし、同条第25項中「町の条例」を「市町村の条例」に改め、同項を同条第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住

宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「同条第9項」を「法附則第15条の9第9項」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「固定資産税額の課税標準額」を「固定資産税の課税標準額」に改め、「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについて

やむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第26条を削る。

(御船町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 御船町税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち御船町税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第4項中「の規定中個人の町民税に関する部分」を「第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中御船町税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中御船町税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条

(御船町税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第17号）附則第2条第4項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中御船町税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定(「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)及び同条例第73条の3第1項の改正規定(「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の御船町税条例第18条の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(町民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の御船町税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の御船町税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の御船町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の御船町税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の御船町税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による町長の専決事項の指定（令和3年6月15日議決）第8号に基づく条例の改正について、別紙のとおり専決処分を行ったので地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和4年6月9日提出

御船町長 藤木 正幸

御専第3号 御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

御専第3号

令和4年3月31日

条 例 第 16 号

御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

御船町国民健康保険税条例（昭和31年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第2項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の御船町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第4号

繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙計算書のとおり報告する。

令和4年6月9日提出

御船町長 藤木 正幸

繰越明許該当会計

- ・一般会計
- ・公共下水道事業特別会計
- ・情報通信基盤施設運営事業特別会計
- ・水道事業会計

令和3年度 一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	起債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	庁舎外壁改修事業	133,100	133,100	0	0	0	133,100	0
2 総務費	1 総務管理費	地域インフラ設備無停電電源装置更改事業	6,740	641	0	0	0	0	641
2 総務費	1 総務管理費	御船光ネットワーク民間移行事業	39,542	39,542	0	0	0	39,542	0
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号システム整備事業	2,772	2,772	0	2,772	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	292,747	143,688	0	143,688	0	0	0
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付金給付事業	290,000	1,000	0	1,000	0	0	0
5 農林水産業費	1 農業費	農業委員会用タブレット整備事業	200	200	0	200	0	0	0
5 農林水産業費	1 農業費	担い手づくり支援交付金事業	5,836	2,752	0	2,752	0	0	0
5 農林水産業費	1 農業費	地籍調査事業費	87,452	87,452	0	62,710	0	0	24,742
7 土木費	1 土木管理費	町道拡幅部用地購入事業	3,069	3,069	0	0	0	3,069	0
7 土木費	2 道路橋梁費	地方創生道整備推進交付金事業	58,425	45,228	0	14,558	13,100	0	17,570
7 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業	12,498	12,498	0	5,830	5,100	0	1,568
7 土木費	2 道路橋梁費	通学路等交通安全対策事業	14,688	14,688	0	7,579	5,400	0	1,709
7 土木費	2 道路橋梁費	町道改修事業	110,990	38,855	0	0	0	38,855	0
7 土木費	2 道路橋梁費	橋梁改修事業	107,608	97,308	0	46,768	30,100	0	20,440
7 土木費	3 河川費	河川維持事業	2,630	2,630	0	0	0	2,630	0
7 土木費	4 都市計画費	木造住宅耐震改修等事業	1,268	1,000	0	500	0	0	500
7 土木費	5 住宅費	中原団地雨水排水対策事業	1,658	1,658	0	0	0	1,658	0
9 教育費	3 中学校費	御船中学校体育館及び特別教室棟改修事業	79,534	78,462	0	24,522	48,200	3,050	2,690
10 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	121,475	116,113	0	113,214	0	2,897	2
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	83,747	77,724	0	42,599	21,200	0	13,925
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	大規模盛土造成地滑動崩落防止事業	41,494	36,771	0	0	0	36,771	0
合計			1,497,473	937,151	0	468,692	123,100	261,572	83,787

令和3年度 公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	起債	その他	
1 総務費	2 浄水センター管理費	浄水センター耐震診断事業	24,100	13,105	0	6,503	0	0	6,602
2 施設整備費	1 公共下水道費	管渠点検調査及び浸水対策事業	16,283	3,011	0	1,315	300	0	1,396
2 施設整備費	1 公共下水道費	公共下水道建設事業	30,200	25,350	0	12,576	12,700	0	74
合計			70,583	41,466	0	20,394	13,000	0	8,072

令和3年度 情報通信基盤施設運営事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	起債	その他		
1	総務費	1 総務管理費	御船光ネットワーク民間移行事業	39,542	39,542	0	0	0	39,542	0
合計				39,542	39,542	0	0	0	39,542	0

令和3年度御船町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 購入限度額	説 明
						一般会計 繰入金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	施設改良事業	111,577,000	54,611,729	56,965,000	0	56,900,000	65,000	0	0	管布設工及び 工程調整にお いて、不測の日 数を要したため

報告第5号

事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙計算書のとおり報告する。

令和4年6月9日提出

御船町長 藤木 正幸

事故繰越し該当会計

- ・一般会計
- ・水道事業会計

令和3年度 一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位:円)

款		項		事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の内訳					説明
						支 出 済 額	支 出 未済額			既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
											国県支出金	起債	その他		
7	土木費	2	道路橋梁費	道路改良事業	69,384,814	47,527,037	21,857,777	0	21,857,777	0	21,716,000	0	0	141,777	新型コロナウイルス感染症の影響により、地元説明会（事業内容、測量の立ち入り等）を個別対応により実施し、不測の日数を要したため。
10	災害復旧費	1	農林水産業施設災害復旧費	農地・農業用施設災害復旧事業	140,071,000	80,035,000	60,036,000	0	60,036,000	0	59,431,766	0	604,234	0	境界確定に時間を要したこと。及び現場土質が見込以上にもろく、工法変更を余儀なくされたため。
10	災害復旧費	2	公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	150,195,044	137,355,113	12,839,931	0	12,839,931	0	6,640,000	3,300,000	0	2,899,931	地権者との協議に不測の日数を要したこと。及び復旧工事箇所への資材搬入路である町道が令和3年8月豪雨で被災し通行不能となったため。
合計					359,650,858	264,917,150	94,733,708	0	94,733,708	0	87,787,766	3,300,000	604,234	3,041,708	

令和3年度御船町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 購入限度額	説 明
						一般会計 繰入金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 水道事業費用	1 営業費用	水道HTリプレース 機器更新事業	3,608,000	0	3,608,000	0	0	3,608,000	0	0	機材の納期に 不測の日数を 要したため
1 水道事業費用	1 営業費用	給水管布設替工事	1,276,000	0	1,276,000	0	0	1,276,000	0	0	管路布設工に おいて不測の 日数を要したた め

議案第 1 号

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例（令和 2 年条例第 15 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険の被保険者等に係る令和 4 年度の御船町国民健康保険税を減免するため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条 例 第 号

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に
係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正す
る条例

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船
町国民健康保険税の減免の特例に関する条例（令和2年条例第15号）の一部を
次のように改正する。

第2条中「令和3年度」を「令和4年度」に、「令和3年4月1日から令和4
年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に、「令和3年3月
分」を「令和4年3月分」に、「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に
改める。

第5条中「令和4年2月28日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少
した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の規定
は、令和4年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民
健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 2 号

御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
御船町介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

令和 4 年 6 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を令和 4 年度も
継続して実施するため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条 例 第 号

御船町介護保険条例の一部を改正する条例

御船町介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

議案第 3 号

熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、熊本県市町村総合事務組合規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 4 年 6 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「小国町外一ヶ町公立病院組合」を「小国郷公立病院組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合規約の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

（提案理由）

熊本県市町村総合事務組合規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由である。

議案第4号

工事請負契約の締結について

御船町役場本庁舎外壁その他改修工事について、次のとおり請負契約を締結する。

令和4年6月9日提出

御船町長 藤木 正幸

1 工 事 名

御船町役場本庁舎外壁その他改修工事

2 工事理由

経年劣化及び熊本地震により損傷した御船町役場本庁舎の外壁等を大規模改修することで施設の長寿命化を図る。

3 工事場所 上益城郡御船町大字御船地内

4 契約金額 98,934,000円

5 契約の相手方

住 所： 上益城郡御船町大字滝尾351番地

商 号： 有限会社 竹本総合建設

代表者： 代表取締役 竹本 直五

(提案理由)

請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第5号

工事請負契約の締結について

地方創生道整備推進交付金事業 町道小敷田西往還線道路改良工事について、次のとおり請負契約を締結する。

令和4年6月9日提出

御船町長 藤木 正幸

1 工 事 名

地方創生道整備推進交付金事業 町道小敷田西往還線 道路改良工事

2 工事理由

地方創生道整備推進交付金事業により、町道小敷田西往還線の一部の道路改良工事を実施する。

3 工事場所 上益城郡御船町大字 高木 地内

4 契約金額 67,320,000円

5 契約の相手方

住 所： 上益城郡御船町大字辺田見203番地1

商 号： 池田工建 株式会社

代表者： 代表取締役 池田 吉慶

(提案理由)

請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 号

財産の取得について

防災行政無線戸別受信機について、次のとおり財産を取得する。

令和 4 年 6 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

1 備 品 名 防災行政無線戸別受信機（300 台）

2 納入場所 上益城郡御船町大字御船地内

3 契約金額 9,636,000 円

4 契約の相手方

住 所 福岡市博多区上呉服 10-1

商 号 パナソニック コネクト株式会社

現場ソリューションカンパニー

代表者 九州社社長 古賀 司郎

（提案理由）

動産の買入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 11 号）第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第7号

財産の取得について

小型動力ポンプ積載車(第1分団第4班・第2分団第1班)について、
次のとおり財産を取得する。

令和4年6月9日提出

御船町長 藤木 正幸

- 1 備品名 小型動力ポンプ積載車(2台)
- 2 納入場所 上益城郡御船町大字御船地内
- 3 契約金額 10,036,620円
- 4 契約の相手方
住 所 熊本市中央区菅原町1番25号
商 号 三輝物産株式会社
代表者 代表取締役 西銘 生治

(提案理由)

動産の買入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第11号)第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。